

令和7年度 西日登小学校「いじめ防止基本方針」

I いじめの定義といじめ未然防止のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第2条」より）

けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合もあるため、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行うことが必要である。

(2) いじめ未然防止のための基本的な考え方

いじめは、「どの子にも、どの学校・どの学級でも起こりうる。」ことを踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

- ① 「安心して学べる学校」をめざし、児童の「居場所づくり」に努める。
- ② 「教職員の言動で子どもの意識がつくられていくこともある」という認識に立ち、常に公正・公平な態度で児童の前に立つ。
- ③ 児童の生活学習規律の確立に努め、節度ある学校生活を送れるようにする。
- ④ 「いじめ対応基本マニュアル」（別紙）を活用し、いじめの早期発見・早期対応にあたるとともに、教育委員会、各種機関を含めた基本的な対応に努める。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- ① 児童を多面的に捉え、児童一人一人のよさを最大限評価する。
- ② 児童一人一人の言動の背景に気を配り、児童理解に努める。
- ③ 児童一人一人の個性を大切にした指導、支援を行うとともに、互いの違いを認め合い、高め合う集団作りを行い、児童の自尊感情を高めていく。
- ④ 認め合い支え合う集団作りを行い、児童の自己有用感を高めていく。
- ⑤ 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人の学力向上を目指すとともに、児童の学習状況により、個別指導を適宜、適切に行う。

(2) 人権・同和教育の推進

- ① 授業の中に、話し合い活動を取り入れ、児童が友だちと協力して課題を解決する場を設定し、お互いに学び合い高め合う学習集団づくりに努める。
- ② 人権・同和教育を全ての教育活動の基底に据えた指導を行う。人権週間においては、重点的な取組を行い、人権尊重の意識を高めていく。
- ③ 「西日登小学校 ふるまい 6 か条」を基本とした生活指導により、あいさつや言葉遣い等基本的生活習慣の確立を促す。

(3) 相談体制の整備

- ① 「心のアンケート」、教育相談、アンケート QU 等を活用し、児童一人一人の理解に努め、望ましい集団づくりを行う。特に配慮が必要な児童については、日頃から丁寧な児童観察を行い、言葉にならない言葉を汲むように児童理解に努める。
- ② 学校相談員の活用、SC(スクールカウンセラー)との連携により担任以外の相談窓口を設けることで、いつでもだれでも相談しやすい環境を作る。

(4) なかよし班活動の実施

児童会活動になかよし班を積極的に活用したり、清掃活動やなかよし班遊び等の縦割り班活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) 情報モラル教育の充実

児童のインターネット使用やゲーム使用の実態を掴むとともに、道徳科学習や特別活動を中心として情報モラル教育やデジタルシチズンシップ教育を進めていくことで、正しい使い方、つきあい方など安心・安全に使用する力を育てる。

(6) 校内研修の充実

- ① 「いじめ」の対応について校内研修会を行い、全職員で共通理解を図る。(県教委「いじめ問題対応のてびき」の活用)
- ② いじめ問題に対する学校の取組についてチェックする。(雲南市チェックリストを使用)

(7) 職員終礼(毎週1回10分)での「子どもを語る会」の活用

- ① 児童の表情・言動等の変化から、「いじめ」等を見逃さない鋭い感性をもった教職員を育成する。
- ② 特に配慮が必要な子どもについての人間関係の変化等細やかに情報交換し、教職員の対応力を育成する。

(8) 校務分掌(生徒指導)の取組にいじめの根絶、そのための具体取組を掲げ、学校評価項目として取り組む。

3 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関、学校相互間との連携

- ① 児童の様子を家庭(保護者)や地域に積極的に情報提供し、学校(兄弟姉妹が通学する学校含む)・家庭・地域が協働して児童支援にあたる。また、加害・被害が複数の学校にわたる場合、学校相互間の連携を密に図るように努める。
- ② 保護者の気持ちに寄り添い、その思いを受容的に受け止める。また、保護者との連絡を密にし、迅速かつ誠実かつ丁寧な対応に努める。

(2) 心のアンケートの実施

- ① 「心のアンケート」(年3回)を実施し、その結果を基に児童一人一人との教育相談を実施する。
- ② 教育相談の結果や欠席状況については、子どもを語る会や職員会議で随時情報を共有する。
- ③ 児童の小さな変化も見逃がすことのないようアンテナを高く保ち、気になることがあれば管理職に報告、相談し、「雲南市不登校対策ガイドライン」に沿って対応する。
- ④ 複数の目で児童の様子を観察し、職員室で話題に挙げながら全教職員で共通理解を図り、必要な対応を検討

していく。

4 いじめに対する早期対応

(1) 被害児童への対応

- ① いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職、生徒指導主任に報告し、事実の有無を確認する。
- ② いじめの事実が確認された場合は、重大事態のいじめでない場合でも管理職は市教育委員会に報告する。
- ③ 学校は、「いじめ対応基本マニュアル」(別紙)に沿っていじめ対策委員会を開き、対応を協議する。その後、職員会議で全職員に共通理解を図る。
- ④ いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(2) 被害児童への対応

- ① 辛さや苦しさに共感的理解を示し、いじめ防止への強い姿勢を伝える。
- ② 具体的な解決策や加害児童等の指導対応などを知らせ、不安や心配を除く。
- ③ いじめ解決まで、学校全体で擁護することを伝え、今後の支援を約束する。
- ④ 自分の保護者や加害児童、周囲の児童に対するはたらきかけについて、被害児童の意志を尊重する。
- ⑤ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときには、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- ⑥ 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- ⑦ 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置(保護者会開催等)を講ずる。

(3) 加害児童への対応

- ① 行った行為やいじめの意図、背景等について、中立の立場で冷静に確認し、保護者との連携を図る。
- ② グループへの対応の場合には、個別指導と並行して、共通理解をもって聞き取りをする。
- ③ いじめ根絶に向けた心の涵養を図り、再発することができないように経過観察を丁寧に行う。
- ④ いじめの行為そのものは重大な人権侵害であることを指導する。
 - 被害児童の苦しさや不安などを具体的に伝える。
 - 何がいじめなのか、なぜいけないのか児童の実態に応じて指導する。
- ⑤ 自分のしていることについての今の気持ちを聞き、正しい方向性について一緒に考える。
- ⑥ きちんとした謝罪とその方法、今後の決意を明らかにする。
- ⑦ 長所を意識させ、それを生かす生活の在り方や考え方について確認する。

(4) 周辺児童への対応

- ① いじめの被害者の気持ちを考えさせ、いじめの卑劣さを理解させる。
- ② はやしたてる行為、見て見ぬふりをすることもいじめであることを再度確認する。
- ③ いじめを発見した場合の具体的な通報の仕方について再度確認する。
- ④ いじめを止める、知らせる行為がいかに正義に基づいた勇気ある行為であるか指導する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調

査を開始するものとする。

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - ・児童が自死を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患発症した場合
 - など
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する(年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む)ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む)」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- ① 管理職は、重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

(3) 調査組織の設置と調査の実施

- ① 本校いじめ不登校対策委員会のメンバーを母体に、重大事態の事実関係、その他必要な情報等について調査し、直ちに雲南市教育委員会に報告し、支援と協力を仰ぐ。
- ② 具体的な調査組織の構成員については、雲南市教育委員会の指示を仰ぐ。
(雲南警察署、出雲児童相談所、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家、SC、地方法務局など)

(4) 調査後の保護者・関係機関との連携

- ① 上記調査組織を中心として、事実確認を明確にするために調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ② 上記調査結果については、雲南市教育委員会の指示を仰ぎ、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

6 いじめの解消

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも 3 か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるか解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

参考 平成 29 年 3 月、文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針

(平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定。以下「基本方針」という。)」の改定

平成 29 年 3 月「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」

平成 27 年改訂島根県教育委員会「いじめ問題対応の手引」

令和 2 年 11 月「雲南市いじめ防止基本方針改定」

令和 2 年 11 月「雲南市いじめの対応基本マニュアル」